

○岐阜市立女子短期大学処務規則

昭和 48 年 4 月 1 日

規則第 19 号

岐阜女子短期大学処務規則(昭和 44 年規則第 31 号)の一部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 岐阜市立女子短期大学条例(昭和 39 年岐阜市条例第 27 号)第 9 条の規定に基づき、別に定めるもののほか岐阜市立女子短期大学(以下「大学」という。)の処務に関し必要な事項は、この規則に定めるものとする。

(副学長等)

第 2 条 大学に、学長を補佐し、教務及び学生の厚生補導に関する事項を担当するため、副学長を置く。

2 附属図書館に、附属図書館に関する事項を担当するため、附属図書館長を置く。

第 3 条 削除

(課の設置等)

第 4 条 事務局に総務管理課(以下「課」という。)を置く。

2 課に新大学設置準備室(以下「室」という。)を置く。

3 課の事務を分掌させるため、必要に応じて係を置く。

(所掌事務)

第 5 条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大学の財務及び庶務に関すること。
- (2) 大学施設の管理及び運営に関すること。
- (3) 教務に関すること。
- (4) 学生補導に関すること。
- (5) 職員又は学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。
- (6) 附属図書館に関すること。
- (7) 情報の公開及び個人情報の保護に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大学に関すること。

2 室の所掌事務は、大学を 4 年制大学に移行するための調査及び準備に関することとする。

(職員の任免等)

第6条 学長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員の任免、懲戒等人事管理に関する事項については、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)及び岐阜市職員の適用を受ける法令の定めるところによる。

2 教育公務員特例法の適用を受ける大学の職員の身分上の職名は、公立学校教員とする。

(職務)

第7条 学長は、市長の命を受けて校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第8条 事務局長、副学長及び附属図書館長は、学長の命を受けて分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第8条の2 事務局に必要な応じて次長を置くものとする。

2 次長は、事務局長を補佐し、事務局の職員を指揮監督する。

第9条 課に総務管理課長(以下「課長」という。)を、室に新大学設置準備室長(以下「室長」という。)を、係に係長を置くものとする。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、課の職員を指揮監督する。

3 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

4 必要と認める場合は、課に課長補佐及び主幹を、室に主幹を置くことができる。

5 課長補佐は、上司の命を受け、課長の職務を補佐し、重要な課の特命事務を掌理し、課の職員を指揮監督する。

6 主幹は、上司の命を受け、課長又は室長の職務を補佐し、課又は室の特命事務を整理し、課又は室の職員を指揮監督する。

7 係長は、上司の命を受け、係の事務を整理し、係の職員を指揮監督する。

第9条の2 市長は、教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員(以下「教員」という。)を組織上の職に補するものとし、その職名は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第1項又は第2項に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手とし、その職務は、それぞれ同条第6項から第10項までに規定する職務及び学長が指示する職務とする。

2 市長は、学長及び教員を職位上の職に任用するものとし、その職名及び職務は、第7条及び前項の組織上の職名及び職務を準用する。

(代理)

第 10 条 学長に事故があるとき又は欠けたときは、副学長、附属図書館長の順位によりその職務を代理する。

2 前項の規定により、学長の職務を代理したときは、その重要なものについては、遅滞なく学長の事後承認を受けなければならない。

(専決事項)

第 11 条 学長及び事務局長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、重要又は異例に属する事項は、この限りでない。

学長

- (1) 校務運営の一般方針の決定に関すること。
- (2) 教員の出張命令及びその復命に関すること。
- (3) 公文書の公開の決定に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。
- (5) 奨学寄附金の採納に関すること。

事務局長

- (1) 事務局事務の一般方針に関すること。
- (2) 学内事務の統括に関すること。

2 前項に規定するもののほか、事務局長が専決することができる事項は岐阜市事務決裁規則(昭和 46 年岐阜市規則第 32 号)別表第 1 共通専決事項の表部長の欄に規定するものとし、課長及び室長が専決することができる事項は同表課長等の欄に規定するものとする。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、大学の処務について必要な事項は、市長の承認を受けて学長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和 51 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和 60 年規則第 37 号)

この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附則(昭和 63 年規則第 23 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 3 年規則第 55 号)

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 4 年規則第 37 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 9 年規則第 34 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 10 年規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 12 年規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 13 年規則第 44 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 15 年規則第 8 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 17 年規則第 14 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 19 年規則第 48 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年規則第 84 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附則(平成 20 年規則第 7 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 21 年規則第 36 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年規則第 102 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年規則第 49 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年規則第 3 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 7 年規則第 3 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。